

建設工事に係る最低制限価格等の算定方法の改正について

本県では、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準の算定方法を新しい中央公契連モデルに準じて改正することとしました。

1 改正内容

一般管理費等の額に係る乗率を「10分の5.5」から「10分の6.8」とする。

2 最低制限価格等の算定方法（下線部は今回改正した箇所）

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、ア～エの合計額からスクラップ処分益を控除した額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

但し、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

(2) (1)により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 実施時期

(1) 一般競争入札

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から実施

(2) 指名競争入札

令和4年4月1日以降に指名競争入札執行通知を行う工事から実施